

令和元年大雨・台風第19号に係る災害救助法適用地域の世帯の学生に対する日本学生支援機構奨学金緊急採用・応急採用及びJASSO支援金について

日本学生支援機構では、災害救助法適用地域にて被災された世帯の学生について、下記の通り奨学生の緊急採用・応急採用を行っております。また、学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方へのJASSO支援金の申請を受け付けています。希望する場合、至急学生生活課へご相談ください。

不明な点や申請書類を取りに来られない等やむを得ない事情があれば、担当係（経済支援係：083-286-5113）へお問い合わせください。

記

奨学金緊急採用・応急採用

1. 災害救助法適用地域及び適用日

13都県315市区町村 10月12日、13日

※近隣の地域で、同等の被害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

2. 貸与始期及び貸与終期

(1) 緊急採用（第一種）

貸与始期 2019年10月以降で希望する月

貸与終期 2020年3月（延長可）

(2) 応急採用（第二種）

貸与始期 2019年4月以降で希望する月

貸与終期 修業年限の終了月まで

3. 提出書類・受付場所

(1) 提出書類 署名証明書及び大学の指示する書類

(2) 受付場所 学生生活課窓口

JASSO支援金

1. 対象者 本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生

2. 受付場所 学生生活課窓口

3. 支給額 10万円

以上

水産大学校 学生部

学生生活課 担当者：長田

☎ 083-286-5113 (225)